

I 序 論

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

北本市（以下「本市」という。）では、昭和 53 年度に最初の総合振興計画を策定して以来、長期的な展望を持って、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、五次にわたって総合振興計画を策定してきました。

この間の市政は、ベッドタウンとして人口が増加してきたことに伴い、都市機能の整備を中心として、“量的な成長”を重視したまちづくりから、人口が減少に転じたことを契機に、市民の心の豊かさを求めた“質的な成長”を重視するまちづくりへと、その役割が変化してきました。

こうした流れに沿って、平成 28 年度に「市民との協働による持続可能なまちづくり」を基本理念とした第五次北本市総合振興計画を策定し、市民と市とが一体となってまちづくりを進めていくことにより、将来都市像「緑にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」の実現を目指すこととしました。そして、前期基本計画においては、目指すまちの姿や目標を成果指標等で具体的に提示し、市民と市とがまちづくりの方向と達成状況を共有しながら、取組を進めてきました。

今後において、こうした取組を継続しつつ、高齢化が進展し生産年齢人口が減少する社会環境の中、厳しさを増す財政の健全化を図っていくとともに、自然環境をはじめとする豊富な地域資源を生かした“若者を惹きつける”まちづくりを行うことが重要です。また、多発する自然災害への更なる安全の確保や、地球温暖化等の環境問題への対応のほか、日進月歩で進む技術革新への対策等を通して、誰もが暮らしやすいと感じ、未来にわたって活力を維持するまちづくりを計画的に行うため、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すものであり、北本市自治基本条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、第 4 条に定められた基本原則にのっとり策定するものです。

【北本市自治基本条例（一部抜粋）】

第 2 章 まちづくりの基本原則

第 4 条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第 4 章 市政運営

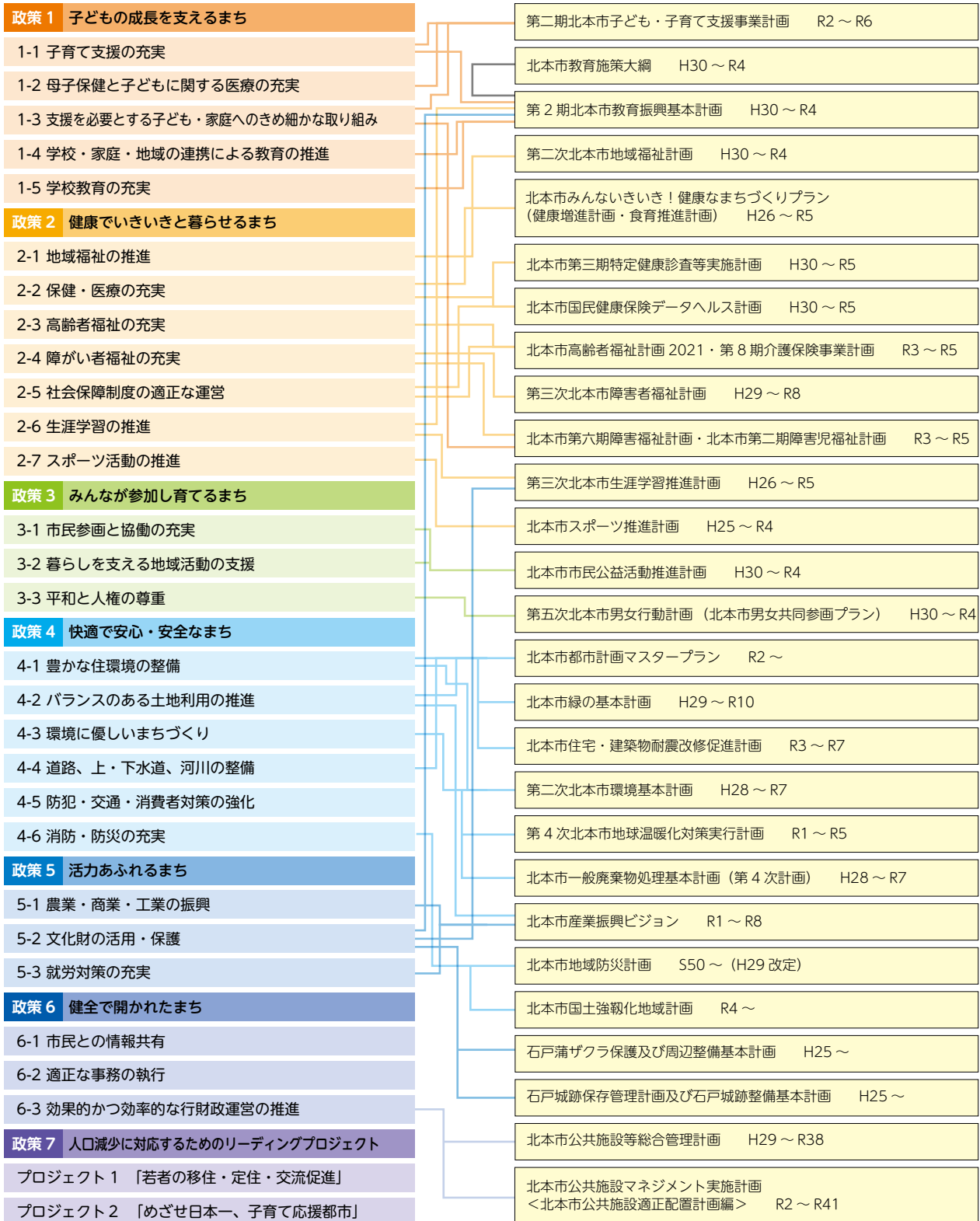
（総合計画等）

第 11 条 市は、第 4 条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

本計画に掲げる施策を進めていくに当たり、「施策内の計画」を位置づけ、これらの計画と基本事業により、具体的な取組を実行していきます。

[本計画の施策と「施策内の計画」との関係]



I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

資料編

(3) 計画の期間と構成

第五次北本市総合振興計画は、基本構想および基本計画ならびに別に定める実施計画で構成します。

		期間（年度）									
		平成				令和					
		28	29	30	31	元	2	3	4	5	6
基本構想	<p>総合かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。</p> <p>計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。</p>	10年									
基本計画	<p>基本構想において定められた政策を実現するため、必要な施策を具体化する計画です。</p> <p>計画期間は、前期基本計画は平成28年度から令和3年度までの6年間、後期基本計画は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。</p>	前期6年 後期4年									
実施計画	<p>基本計画に示した施策・基本事業を実現するための主要事業について財政状況を踏まえて提示する計画です。</p> <p>実施計画は、毎年度、向こう3年を計画期間として、別途策定します。</p>	3年									

2 基本理念と将来都市像

(1) 基本理念

北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。その趣旨を踏まえ、将来の本市のまちづくりを行う上での基本的な考え方として、次のとおり、基本理念を定めます。

市民との協働による持続可能なまちづくり

(2) 将来都市像

本市のあるべき姿として、これまでの将来都市像を継承しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～

「緑にかこまれた健康な文化都市」とは、成長から成熟へと向かい、次のようなまちの姿を表したものです。

- ◎ 市民が安心して生きがいのある生活を送っています。
- ◎ 緑と共生した環境で生活しています。
- ◎ 子どもたちが健やかに成長しています。
- ◎ 産業が創出・活性化され活力に満ちています。
- ◎ 地域の歴史と文化を生かしています。
- ◎ 持続可能な行政運営を行っています。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

3 将来人口

(1) 将来人口の目標

本市では、平成 17 年をピークに人口減少傾向に転じています。出生数が伸び悩み、社会減も続いている近年の状況を考慮すると、今後も減少傾向が続くことが予想されます。直近の人口移動状況を反映した将来推計を基に、基本構想の中間年度である**令和 2 年度末人口は 66,000 人、最終年度である令和 7 年度末人口は 63,000 人**を目標とします。

(2) 人口の変化を捉えたまちづくり

人口減少とともに少子高齢化も進行しており、高齢者の増加と生産年齢人口および年少人口の減少が続くことが想定されます。そのため、総人口の減少だけでなく、年齢構成の変化を見据えて、行政サービスや財政運営の見直しを進める必要があります。また、昭和 40 年代から 50 年代までの人口増加期に集中的な人口流入があった地区では高齢化が急速に進んでいます。同時に年少人口の減少も進んでいるため、地域ごとの実態を踏まえてこれからのまちづくりに取り組む必要があります。

4 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

自然環境と生活環境の調和

自然的、歴史的、社会的特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、都市機能の効率化を推進します。

道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道や高速埼玉中央道路および上尾道路（上尾バイパス）等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点および北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つをにぎわい・交流の中心となる都市軸として位置づけ、活力を創出します。

(2) 区分別の土地利用の方向性

住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

農地エリア

優良農地の保全や観光農業等の推進を図り、適正な土地利用に努めます。

工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用等にぎわいづくりを促進します。また、南部地域の商業施設が集中している区域について、より効果的にぎわいが高められるよう交通・交流拠点（駅等の可能性）について検討します。

環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境や歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実ならびに周辺地域の発展および活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

沿道サービスゾーン

国道17号および南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設の誘導を図ります。

土地利用誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を誘導します。

公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

行政・文化拠点

市役所、児童館および文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

健康・スポーツ拠点

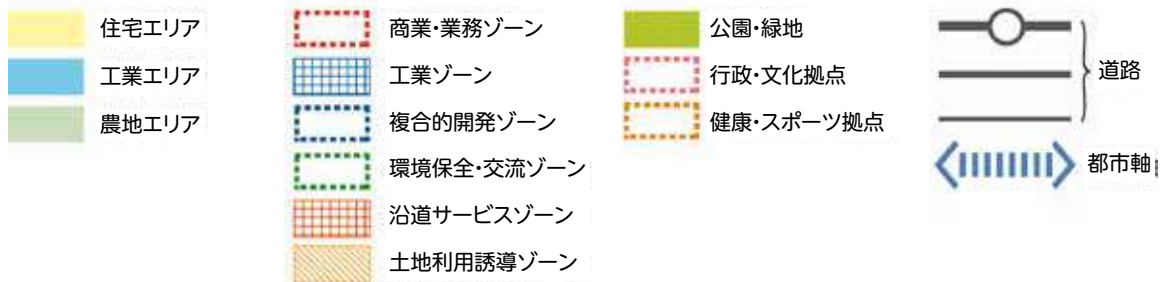
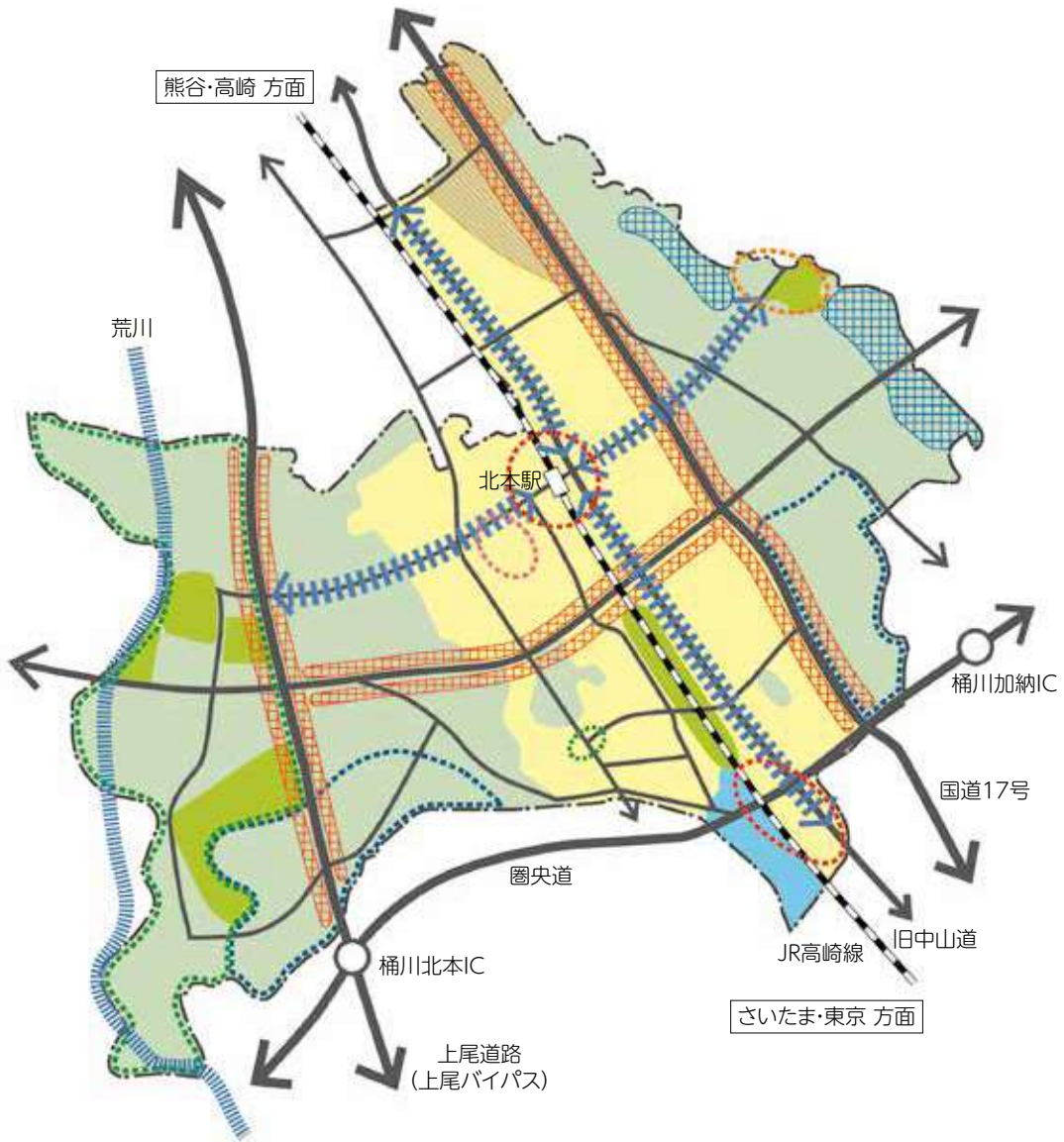
体育センターおよび北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

(3)
土地利用構想図



5 計画策定の背景

(1) 北本市の特徴

位置・地勢

本市は、埼玉県の中央部に位置し、北および東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接しています。江戸時代初期に整備された中山道が市域のほぼ中央を南北に縦断し、西端には荒川が流れ、東西約 6.4 km、南北約 6.8 km、面積 19.82 km²とバランスの良いコンパクトな市域を有するまちです。

地盤が固く安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地上のほぼ平坦で居住に適した地形で、J R 高崎線の東西に市街地が形成され、その外側には緑豊かな田園地帯が広がっています。市域には、計画的に保存してきた雑木林が点在するほか、自然に親しめる公園や緑地、湧水を多く残している等、豊かな自然とともにある良好な住環境が形成されています。

沿革

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には 14 の村からなっていましたが、明治 22 年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和 18 年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境の下に、昭和 34 年に町村制施行により北本町となりました。

町村制施行当時は、人口 15,300 人、世帯数 2,849 世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長の中で、首都近郊の都市として人口流入が進み、昭和 46 年に現在の独立行政法人都市再生機構による北本団地の開発もあいまって、人口は 33,561 人、世帯数 8,667 世帯となり、埼玉県の 33 番目の市として現在の北本市が誕生しました。

歴史・文化

本市には、縄文時代中期から後期にかけての遺跡で関東最大級の環状集落である「デーノタメ遺跡」、樹齢約 800 年といわれ国の天然記念物に指定されている「石戸蒲ザクラ」、室町時代中頃に築城されたと考えられている「石戸城跡」等、先人たちが築いてきた歴史や文化が多く残されています。

交通の状況

市の中央を J R 高崎線が走り、上野駅まで 45 分、新宿駅まで 48 分で結ばれています。さらに、平成 27 年 3 月には高崎線が東京駅に乗り入れ、東海道線への直通運転が始まり、交通利便性が一層高まりました。

主要な道路については、J R 高崎線と平行して国道 17 号が南北に通っています。また、平成 27 年 10 月には首都圏中央連絡自動車道が埼玉県内区間全線で開通し、新大宮バイパスに接続する上尾道路（上尾バイパス）の今後の整備と併せ、更なる発展が期待されます。

I 序論

II 後期
基本計画政策
1政策
2政策
3政策
4政策
5政策
6政策
7第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

(2) 社会環境の変化 (時代潮流)

人口減少、少子高齢化の進行と地方創生

全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、地域・経済活動の縮小や担い手不足、社会保障費の増大等が懸念されています。また、東京圏*へ過度に人口が集中した結果、地方の活力が失われることに対する危機感が増大しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、テレワーク等の多様な働き方や地方への会社機能の移転、移住の動きが進んでいます。この状況を的確に捉え、地域の強みを生かした移住・定住の促進、関係人口*の拡大を図ることで、将来にわたって、誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりを進めていくことが求められています。

グローバル化の更なる進展とローカル・アイデンティティ*の深化

グローバル化は、世界中の社会・経済・文化の相互作用を激化させ、消費活動等の生活様式や地域経済等において、今までの国内や地域の枠組みを超えた活動や行動が求められる等、地域社会に多大な影響をもたらしています。今後、不可逆的なグローバル化を見据え、経済活動を中心に海外へ活路を見出す取組が必要である一方、地域の文化や伝統に培われた価値を基に、地域の資源を生み出すとともに磨き、市民とともに発信していく等、地域社会の発展に資する取組を進めていく必要があります。

デジタル社会（自治体等における DX*）の実現に向けた国の方針

国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定））を目指すとしています。このことにより、市の提供する行政サービスについて、デジタル技術やデータの活用による市民の利便性の向上とともに、AI*（人工知能）等の活用による業務の効率化を図ることが求められています。また、これらの先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れ、付加価値の創造と社会的課題の解決を図る Society5.0*の実現を見据えた取組が重要になっています。

安全・安心に対する関心の高まり

東日本大震災以降も、地震や台風、集中豪雨等による被害が発生しており、安全・安心に対する意識が高くなっています。このため、これまでに取り組んできた防災・減災の更なる強化に加え、地域機能の強靱化へ向けて自然災害のリスクマネジメントを行うことが求められています。

このほか、虐待やいじめ等の人権問題、オンライン取引に係るトラブル等をはじめとした消費者問題、防犯等、社会生活全般に対して安全・安心を確保する対策が求められており、住民同士のつながり・支え合いを通して、地域全体においても見守り合う取組が重要になっています。

環境問題への取組

世界における経済活動の拡大等により自然環境や生態系が損なわれ、将来にわたって地球温暖化の進行が懸念されています。こうした環境問題は、地球規模で取り組むべき課題であることから、国は2050年までに温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル*」を宣言し、その実現を目指しています。このことを受けて、本市の貴重な自然環境を守りながら、地域において経済が循環するとともに、自律分散型の社会を形成していく取組が求められています。

多様性への関心・重要性の高まりによる共生社会への希求

就労形態や生活様式、家族のあり方、コミュニケーションの方法等、一人ひとりが持つ価値観が多様化する中、地域や民族、性別・SOGI*（性的志向・性自認）、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切にし、誰もが自分らしく生きるとともに、能力を発揮することのできる社会づくりを進めることが重要です。

SDGs 実現へ向けた取組

2015年に国連サミットにおいて全会一致により採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現へ向けた取組を行うことが求められています。SDGsを原動力として地域の強みと資源を有効活用した取組を行うことにより、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不要不急の外出の自粛や学校の休校等の要請がなされ、徹底して予防対策を行うとともに、医療体制を充実することが最優先に取り組みられました。また、コロナ禍の中では、テレワークやリモートでの交流、DX*が加速する等、新しい働き方や暮らし方が普及し、産業、教育、交流・体験活動等の様々な分野において、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた取組が求められています。

【SDGs とは】

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「令和 12 (2030) 年までに、**誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標**」のことで。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

第五次北本市総合振興計画後期基本計画では、**新たに SDGs の視点を取り入れることとし、各施策・基本事業において、SDGs のゴール・ターゲットと結びついた成果指標・指標を設定**することとします。

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	3 すべての人に健康と幸福を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー*平等を実現しよう	ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費生産形態を確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

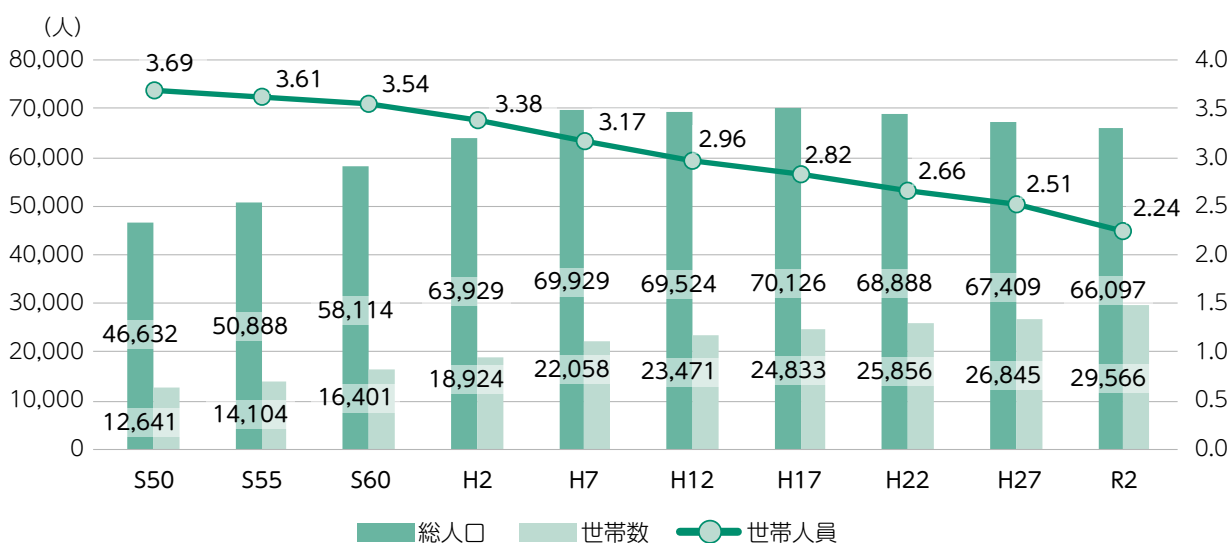
(3) 北本市の現状

① 人口・世帯の状況

● 総人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成7年まで増加が続き、その後は70,000人前後で推移していましたが、平成17年をピークに減少傾向に転じ、令和2年には約66,000人となっています。一方で、世帯数は増加が続いていますが、1世帯当たり人員は減少が続いています。

総人口・世帯数・世帯人員の推移



出典：S50～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳

● 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、核家族世帯は全体の約7割を占めていますが、その割合は減少傾向にあります。一方で、単身世帯が占める割合は増加し、近年では、高齢単身者世帯の割合が大きく増加しています。

世帯構成の推移

(単位：世帯)

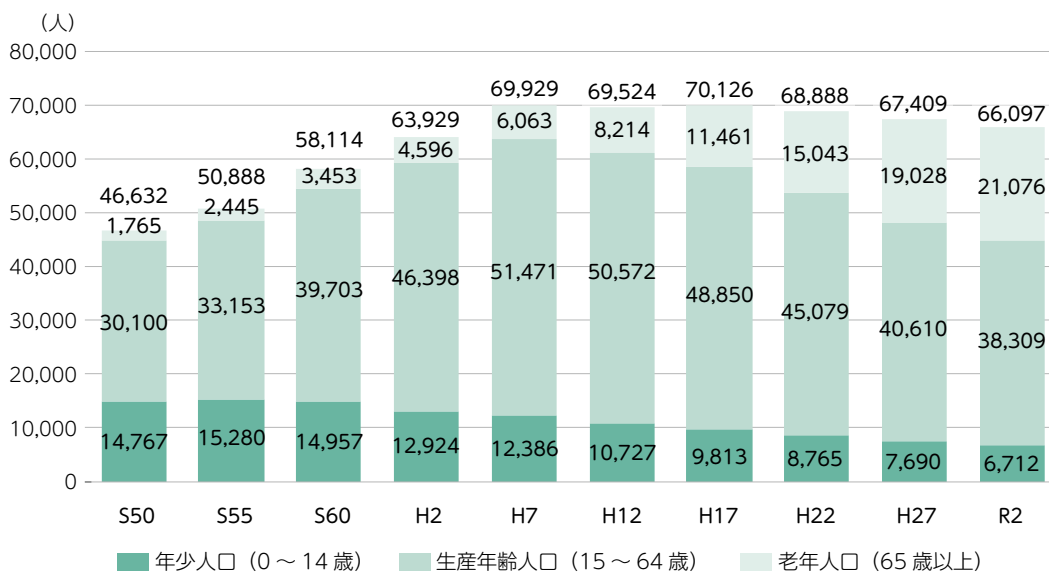
区分	H12	H17	H22	H27
一般世帯数	23,454	24,819	25,847	26,822
一般世帯数のうち核家族世帯	17,161	17,881	18,035	18,088
(割合)	(73.2%)	(72.0%)	(69.8%)	(67.4%)
一般世帯数のうち単身世帯	3,756	4,428	5,464	6,710
(割合)	(16.0%)	(17.8%)	(21.1%)	(25.0%)
単身世帯のうち高齢単身者世帯	769	1,196	1,835	2,765
(割合)	(20.5%)	(27.0%)	(33.6%)	(41.2%)

出典：国勢調査

●年齢3区分別人口の推移

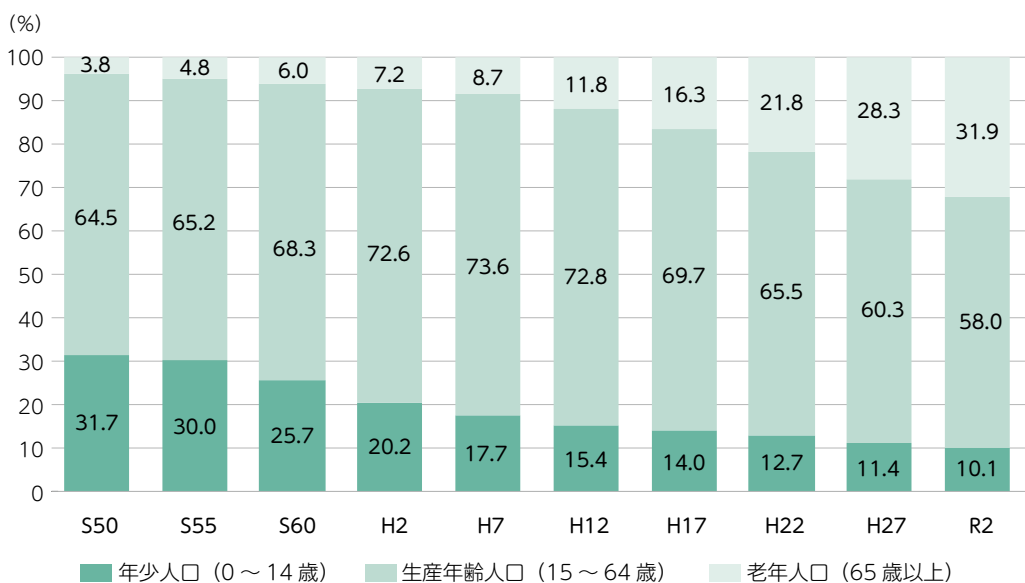
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢の3区分別に見ると、昭和60年には年少人口の減少が始まっています。また、生産年齢人口のピークは平成7年で、老年人口は増加し続けています。平成12年以降は、生産年齢人口が減少するとともに、老年人口が大きく増加しています。高齢化率は、平成22年には超高齢社会といわれる21%を超え、その後も上昇が続き、令和2年には約30%となり、約3人に1人が高齢者という状況です。

年齢3区分別人口の推移



出典：S50～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳

年齢3区分別人口構成比の推移



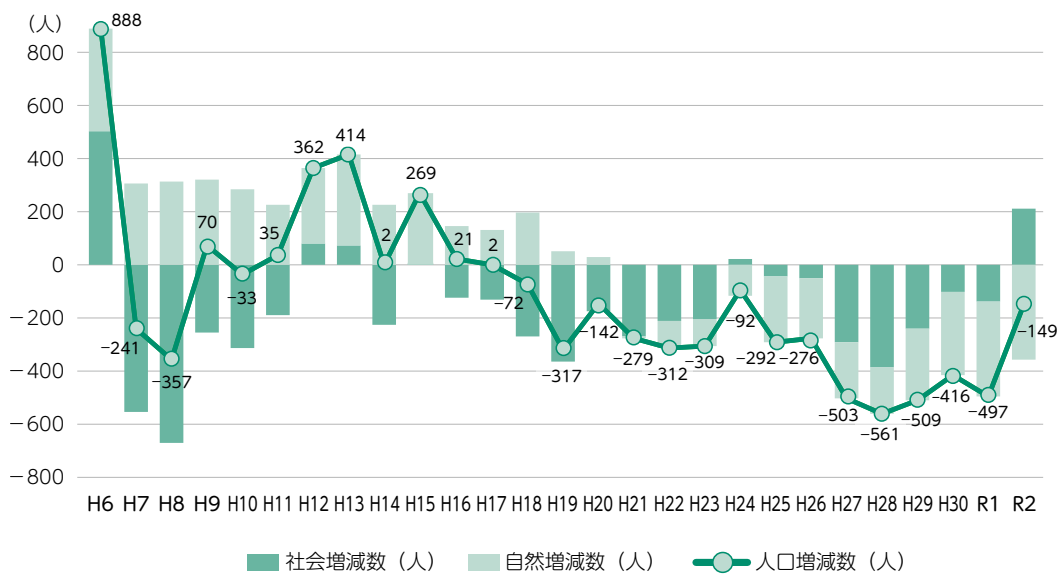
出典：S50～H27 国勢調査、R2 住民基本台帳

●人口動態の推移

社会増減（転入－転出）は、平成6年までは大規模マンションの開発等による住宅供給を受けて大幅な転入超過が続き、それ以降は若年層の転出増加等の影響により、転出超過傾向が続いていましたが、令和2年の社会動態は転入超過となっています。

自然増減（出生－死亡）は、少子高齢化の進行や子育て世代である若年層を中心とした転出超過傾向の影響により、死亡数が出生数を上回り、平成21年以降は減少が続いています。

社会増減・自然増減の状況

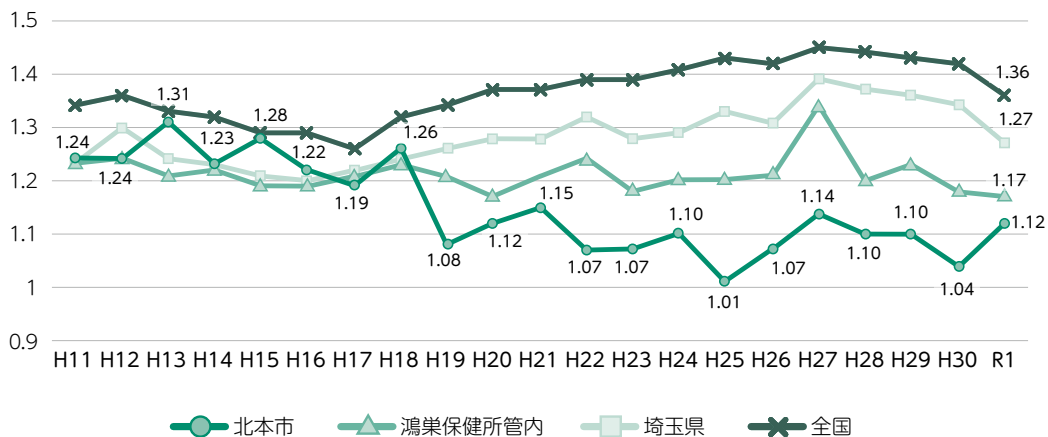


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査

●合計特殊出生率*の推移

合計特殊出生率*は、平成18年までは全国や埼玉県、鴻巣保健所管内の市町と比較して大きな差はありませんでしたが、平成19年に大きく低下して以降、1.1前後で推移しています。

合計特殊出生率*の推移



出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

I 序論

II 後期
基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市
まち・心と・しごと
創生総合戦略

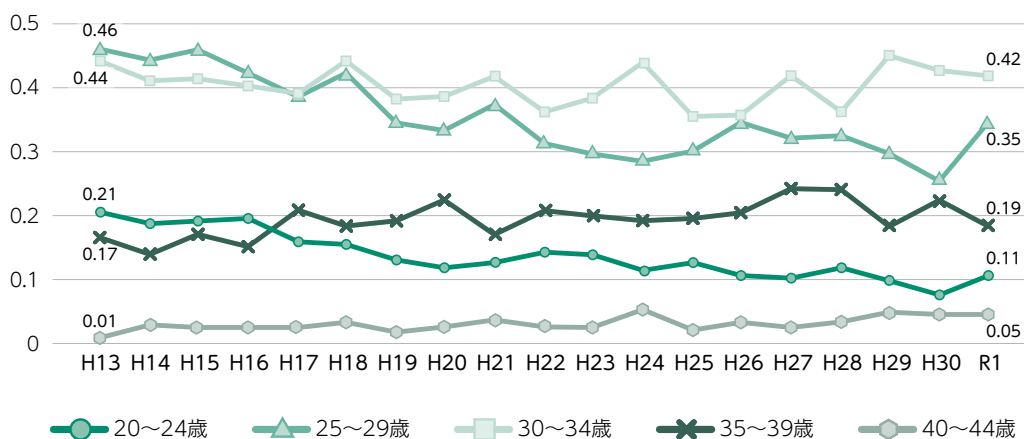
資料編

● 5歳階級別出生率・出生数の推移

女性の5歳階級別出生率の推移をみると、25歳から34歳までの出生率が高くなっています。そのうち20歳代の出生率が低下傾向にある一方、35歳から44歳までの出生率が上昇傾向にあり、晩産化の傾向がみられます。

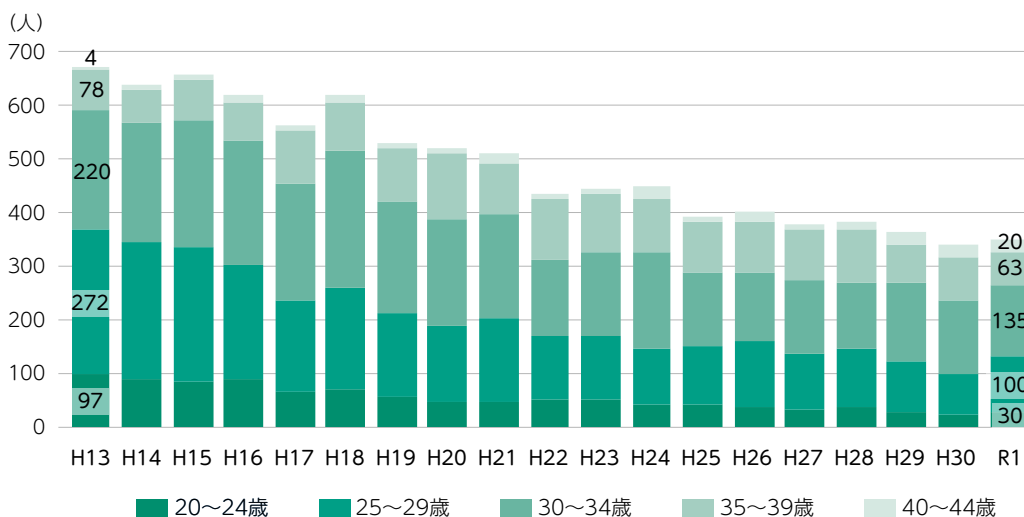
5歳階級別出生数の推移をみると、特に25歳から34歳までの出生数が大きく減少しています。

女性の5歳階級別出生率の推移



出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

女性の5歳階級別出生数の推移

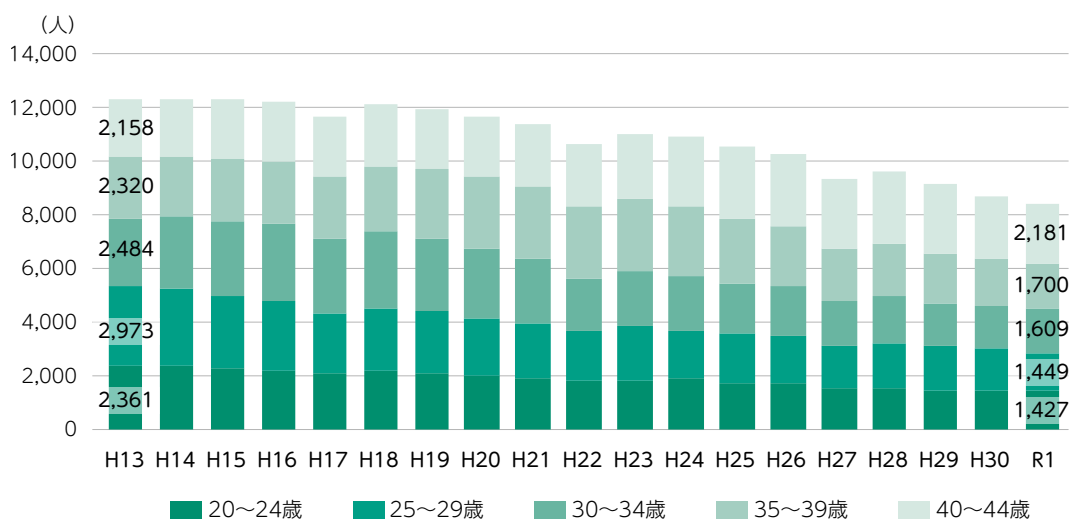


出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

● 5 歳階級別女性人口の推移

20 歳から 44 歳までの女性人口の推移をみると、39 歳以下が減少しており、中でも 25 歳から 34 歳までが大きく減少しています。出生率の高い 25 歳から 34 歳までの女性人口が大幅に減少していることが、出生数減少の要因の一つとなっています。

女性の 5 歳階級別人口の推移

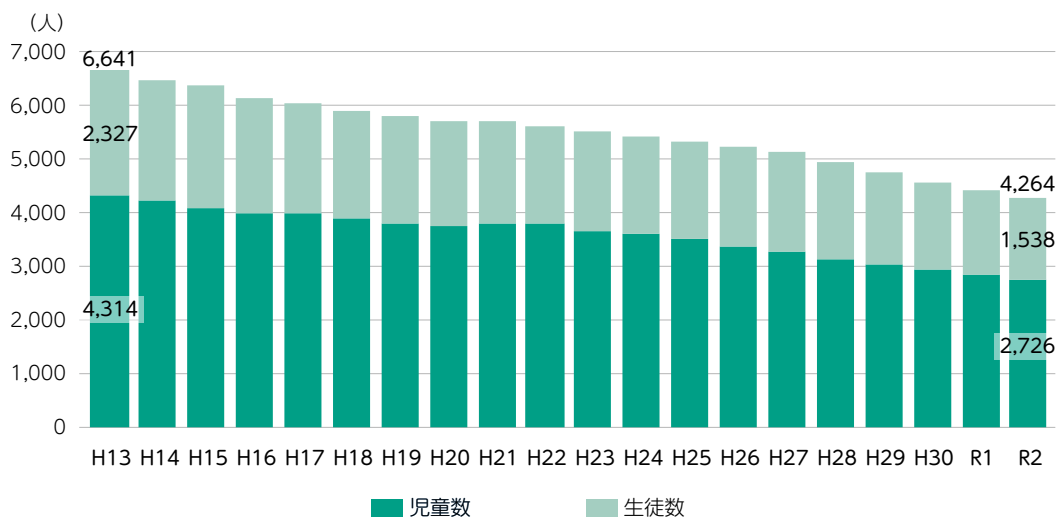


出典：埼玉県ホームページ掲載（合計特殊出生率*の年次推移）

● 児童・生徒数の推移

児童・生徒数は減少が続いており、平成 13 年から 19 年間で小学校の児童数は約 1,600 人、中学校の生徒数は約 800 人減少しています。

児童・生徒数の推移



出典：学校基本調査

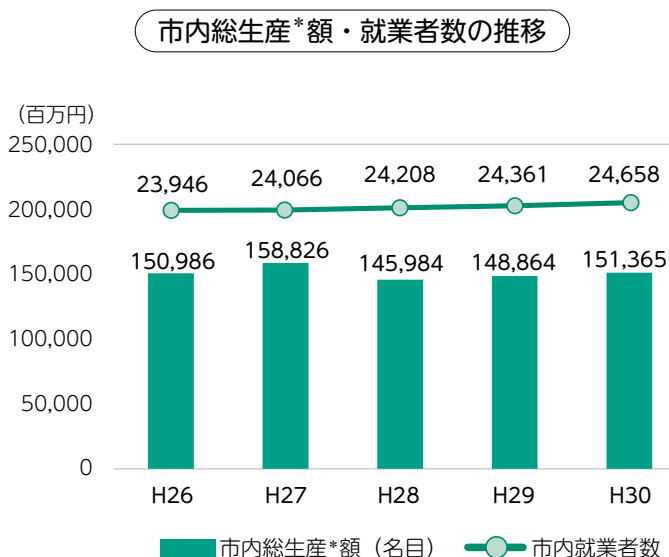
- I 序論
- II 後期基本計画
 - 政策 1
 - 政策 2
 - 政策 3
 - 政策 4
 - 政策 5
 - 政策 6
 - 政策 7
- 第2期北本市まち・心と・し・こと創生総合戦略
- 資料編

② 産業・経済の状況

● 市内総生産*額・就業者数の推移

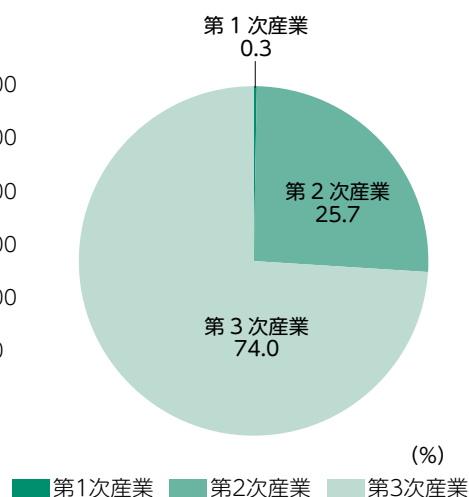
本市の総生産額は、平成 28 年に一度大きく落ち込んだ後増加し、平成 30 年には約 1,514 億円となっています。このうち 74%を第 3 次産業が占めています。

就業者数は平成 26 年以降増加傾向にあり、平成 30 年には 24,658 人となっています。



出典：埼玉県市町村民経済計算

市内総生産*額の産業別構成比 (H30)



出典：埼玉県市町村民経済計算

● 地域経済循環の状況

市民が得た所得約 2,464 億円のうち、市内で生み出された生産額は 1,617 億円で、市外から流入した所得は 847 億円分となっています。

地域経済循環の内容としては、市民所得から、市内での生産（付加価値）に回る支出割合（地域経済循環率*）は 65.6%であり、市内で使用する財・サービスを市外で調達する等のため、残りの 34.4%は市外に流出しています。

地域経済循環図 (H27)



出典：地域経済分析システム (RESAS：リーサス)

● 農業の状況

販売農家の農家数および農業就業人口はともに減少が続いており、平成7年から平成27年までの約20年間でそれぞれ6割強の減少となっている一方で、経営耕地面積も減少傾向にあるものの、4割弱の減少にとどまっていることから、農業の大規模化がうかがえます。

販売農家数・農業就業人口・経営耕地面積の推移

区分	H7	H12	H17	H22	H27
販売農家数(戸)	718	486	381	328	268
農業就業人口(人)	1,165	899	710	558	452
経営耕地面積(ha)	526	453	366	349	322

出典：農林業センサス

● 商業の状況

事業所数および従業員数はともに、平成14年から平成28年までにかけて減少傾向にありますが、その幅は事業所数の約3割の減少に対し、従業者数は1割強の減少となっていることから、1事業所当たりの従業者数は増加しています。年間商品販売額は増加傾向にあり、14年間で2割強増加しています。

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

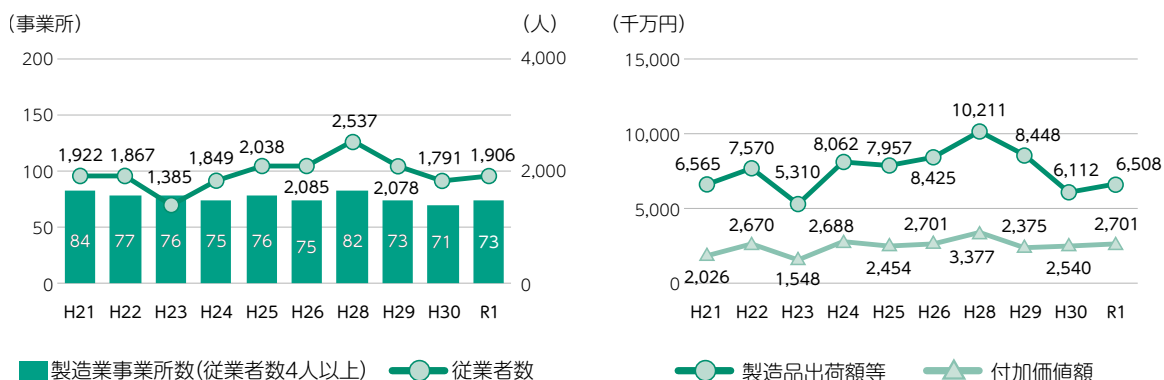
区分	H14	H16	H19	H24	H26	H28
事業所数(事業所)	560	480	476	377	387	397
従業者数(人)	4,489	4,293	4,431	3,705	3,822	3,882
年間商品販売額(千万円)	9,912	10,614	10,905	9,444	10,282	12,116

出典：商業統計調査、経済センサス-活動調査

● 工業の状況

製造業の事業所数は、平成22年以降は横ばいの状況が続き、平成28年に一時的に増加したものの、その後減少しています。従業者数、製造品出荷額等は平成23年に一度落ち込み、その後平成28年まで増加傾向にありましたが、平成29年以降減少に転じています。

製造業事業所数・従業者数・製造品出荷額等・付加価値額の推移



※ H27 は工業統計調査の実施なし 出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査

I 序論

II 後期基本計画

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

政策7

第2期北本市まち・心・しごと創生総合戦略

資料編

③ 財政の状況

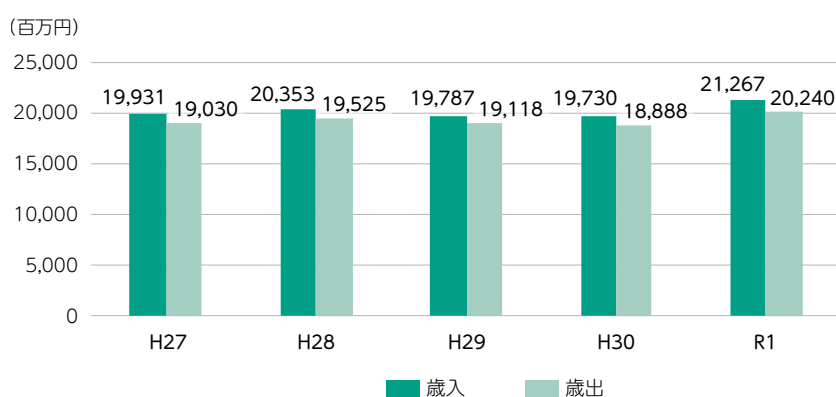
● 歳入・歳出決算額の推移

一般会計の歳入・歳出決算額の推移をみると、歳入が約 200 ～ 210 億円、歳出が約 190 ～ 200 億円前後で推移しています。

歳入の根幹をなす市税収入は、大規模法人の市内事業所での生産終了による影響や生産年齢人口の減少等により、平成 29 年度以降減少傾向にあります。

歳出では、平成 26 年度までに実施した庁舎建設事業に伴い公債費*が増加しているほか、給付費の増加等により扶助費*が年々上昇し続けています。

歳入・歳出決算額の推移（一般会計）



出典：北本市財政計画

歳入の内訳

(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
市税	9,177	9,373	9,065	8,934	8,926
地方譲与税	141	140	140	141	143
交付金	1,256	1,094	1,204	1,308	1,323
地方交付税	2,018	1,902	1,822	2,043	2,203
国・県支出金	3,874	3,974	4,016	3,778	4,310
市債	1,474	1,303	1,574	1,618	1,680
繰越金	939	901	828	669	842
その他歳入	1,052	1,666	1,138	1,238	1,841
合計	19,931	20,353	19,787	19,730	21,267

出典：北本市財政計画

歳出の内訳

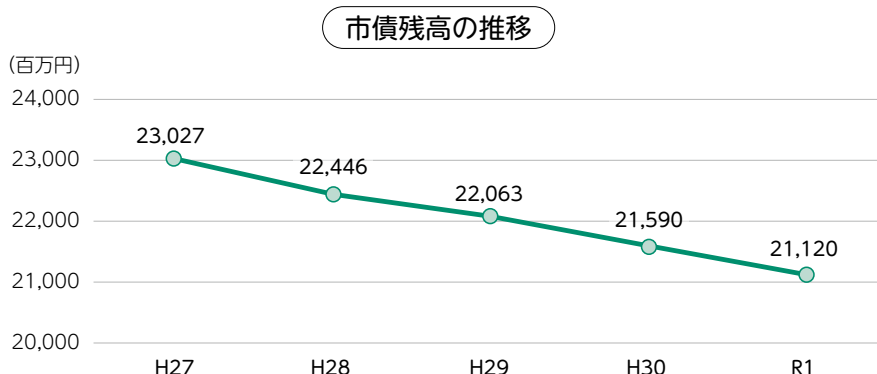
(単位：百万円)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
義務的経費	9,529	9,977	10,092	10,074	10,444
人件費	3,401	3,355	3,312	3,312	3,307
扶助費*	4,248	4,511	4,623	4,504	4,860
公債費*	1,881	2,111	2,157	2,258	2,278
投資的経費	962	1,028	1,139	807	1,148
普通建設事業費	962	1,028	1,139	807	1,148
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
その他経費	8,539	8,520	7,887	8,007	8,648
合計	19,030	19,525	19,118	18,888	20,240

出典：北本市財政計画

●市債残高の状況

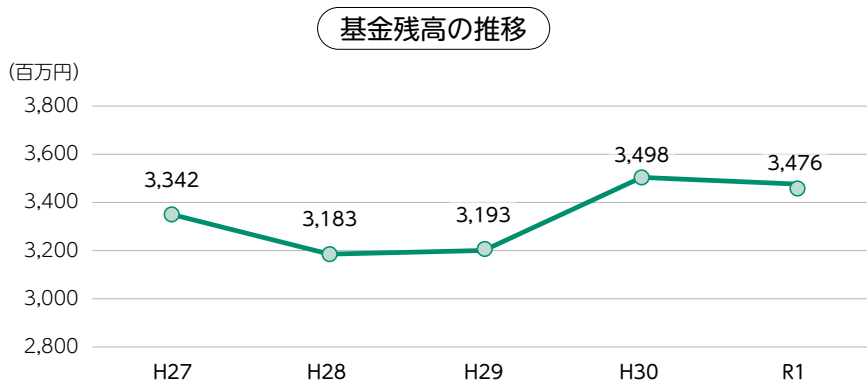
市債残高は、平成 26 年度までに実施した庁舎建設事業等の大型事業の影響により増加していましたが、平成 27 年度以降は投資的経費の抑制により減少傾向にあります。



出典：北本市財政計画

●基金残高の状況

基金については、ふるさと納税の増加等を要因として、ふるさと応援基金の残高が平成 30 年度より増加しています。一方、平成 26 年度までに発行した庁舎等の建設に伴い発行した普通債の償還開始による公債費*の上昇に対応するため、平成 30 年度より減債基金を取り崩しています。



出典：北本市財政計画

●財務指標の状況

標準財政規模*に対する公債費*の割合を示す実質公債費比率*は、庁舎建設事業等の大型事業の実施に伴い、平成 28 年度から増加傾向となっています。

標準財政規模*に対する地方債等の負債の大きさを示す将来負担比率*は、平成 27 年度以降、市債発行を抑制しているため、減少傾向となっています。

財務指標の推移

(単位：%)

区分	H27	H28	H29	H30	R1
実質公債費比率*	3.5	4.6	6.2	7.3	7.3
将来負担比率*	42.4	42.5	41.5	34.3	27.1

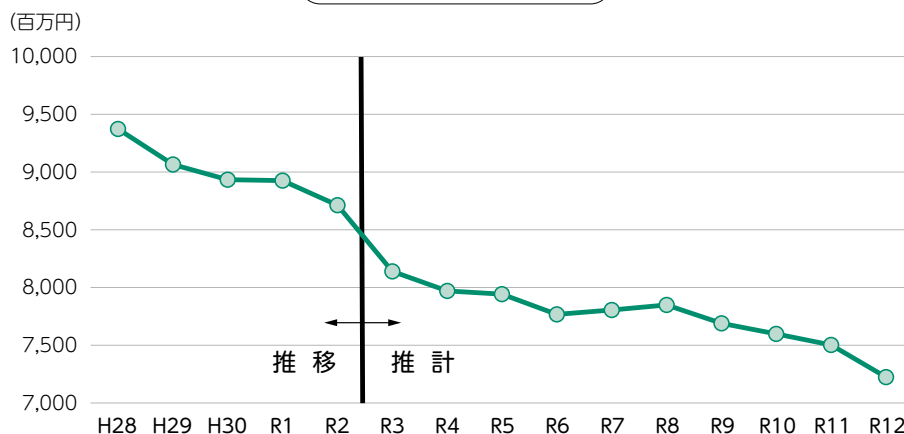
出典：北本市財政計画

●今後の見通し

市税収入については、生産年齢人口の減少により個人市民税の減収が見込まれるほか、固定資産税および都市計画税についても、地価は横ばいの状況が続いているものの、評価替えによる既存家屋の経年減点補正や償却資産の減価償却の影響により減収となる見込みです。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による減収が見込まれ、特に個人市民税および法人市民税については、回復するまでに5年程度かかると見込んでいます。

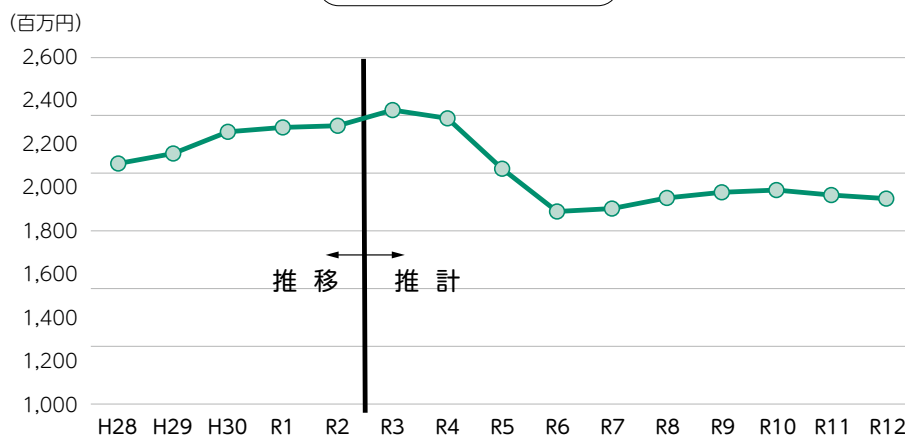
公債費*については、平成26年度までに実施した小・中学校校舎等耐震補強・大規模改修事業、庁舎建設事業に伴う普通債の元金償還等により、令和4年度まで23億円を上回る状態が続きますが、平成27年度以降は市債の発行を抑えているため、令和5年度および令和6年度は減少する見込みです。しかし、今後、計画的に公共施設の再編を進めていくため、令和5年度以降は、20億円程度で推移する見込みです。

市税収入の推移・推計



出典：北本市財政計画

公債費*の推移・推計



出典：北本市財政計画

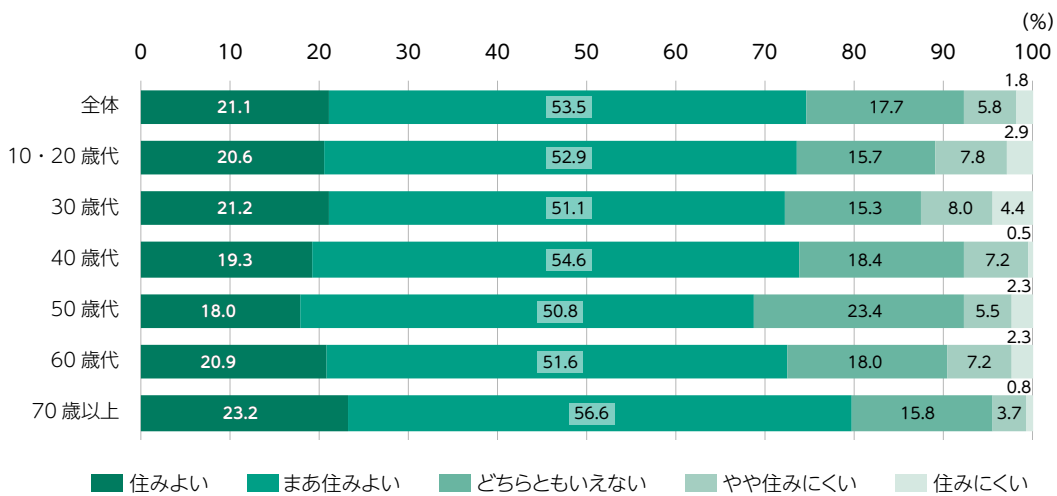
(4) 市民意識等

① 本市の住みやすさ・定住意向

本市の住みやすさについて、21.1%が「住みやすい」、53.5%が「まあ住みやすい」と回答し、合わせると7割超の人が住みやすいと感じており、この結果については、年代別による大きな差はみられません。

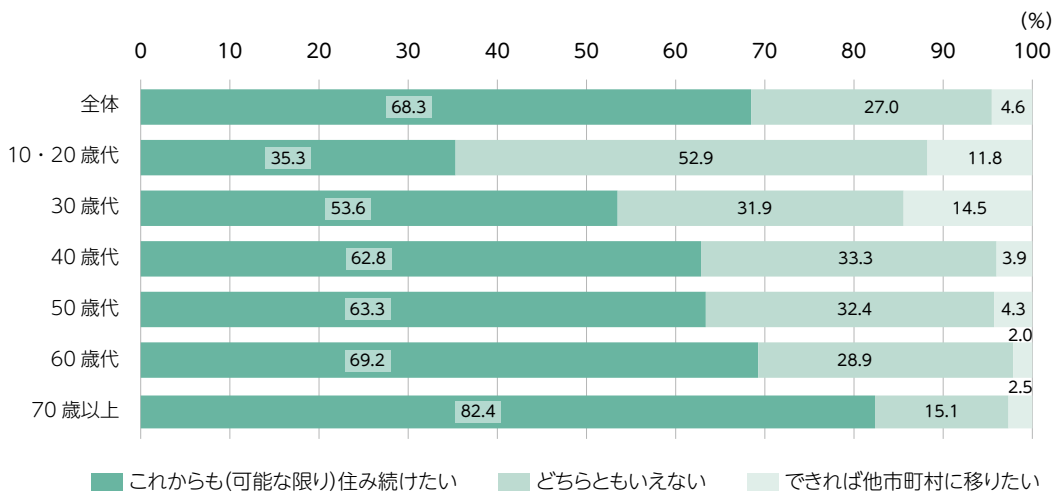
また、本市での定住意向をみると、68.3%が「これからも（可能な限り）住み続けたい」と回答していますが、若い世代ほどその割合が低く、10・20歳代では35.3%にとどまっています。

本市の住みやすさ



※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

本市での定住意向



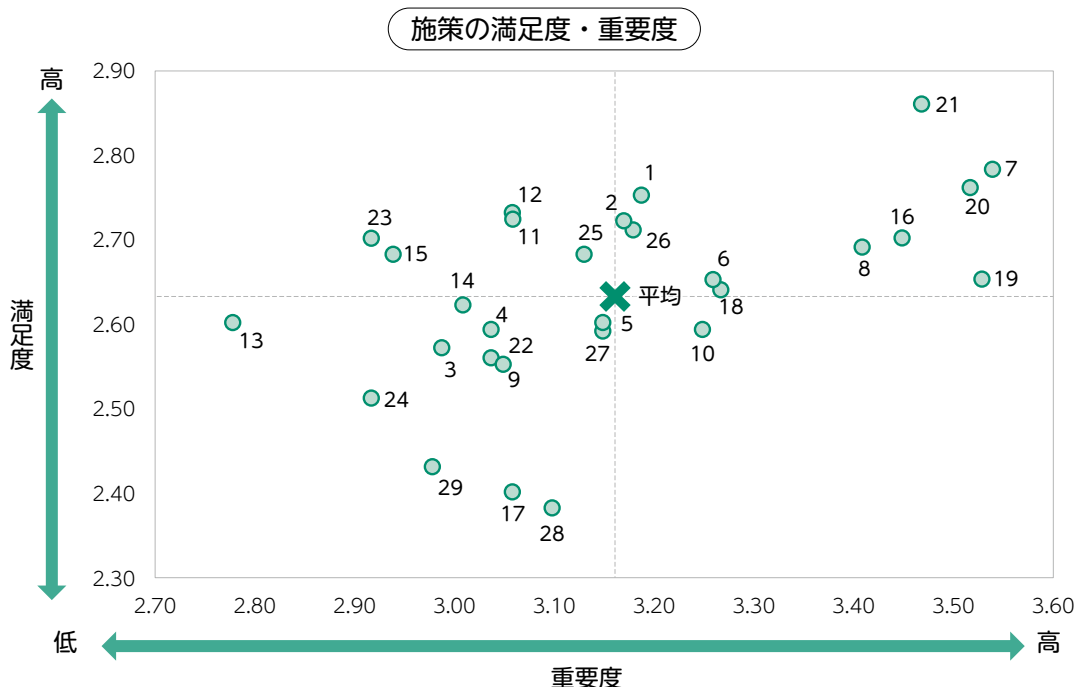
※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

② 施策の満足度・重要度

施策の満足度・重要度について、満足度が高い項目として、「消防・防災の充実」、「保健・医療の充実」、「防犯・交通・消費者対策の強化」等が上位に来ています。また、重要度が高い項目については、「保健・医療の充実」、「道路、上・下水道、河川の整備」、「防犯・交通・消費者対策の強化」となっており、満足度が高い項目は重要度においても高い傾向がみられます。

満足度や重要度がともに低い「若者の移住・定住・交流促進」、「バランスのある土地利用の推進」等や、満足度は高いものの重要度の低い「文化財の活用・保護」等は、取組内容の検討が必要です。

満足度：満足している5点 やや満足している4点 どちらともいえない3点 やや不満である2点 不満である1点の合計÷回答者数（平均値）
 重要度：重視している5点 やや重視している4点 どちらともいえない3点 あまり重視していない2点 重視していない1点の合計÷回答者数（平均値）



1	子育て支援の充実	16	豊かな住環境の整備
2	母子保健と子どもに関する医療の充実	17	バランスのある土地利用の推進
3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み	18	環境に優しいまちづくり
4	学校・家庭・地域の連携による教育の推進	19	道路、上・下水道、河川の整備
5	学校教育の充実	20	防犯・交通・消費者対策の強化
6	地域福祉の推進	21	消防・防災の充実
7	保健・医療の充実	22	農業・商業・工業の振興
8	高齢者福祉の充実	23	文化財の活用・保護
9	障がい者福祉の充実	24	就労対策の充実
10	社会保障制度の適正な運営	25	市民との情報共有
11	生涯学習の推進	26	適正な事務の執行
12	スポーツ活動の推進	27	効果的かつ効率的な行財政運営の推進
13	市民参画と協働の充実	28	若者の移住・定住・交流促進
14	暮らしを支える地域活動の支援	29	シティプロモーション*
15	平和と人権の尊重		

出典：第五次北本市総合振興計画後期基本計画市民意識調査（R1）

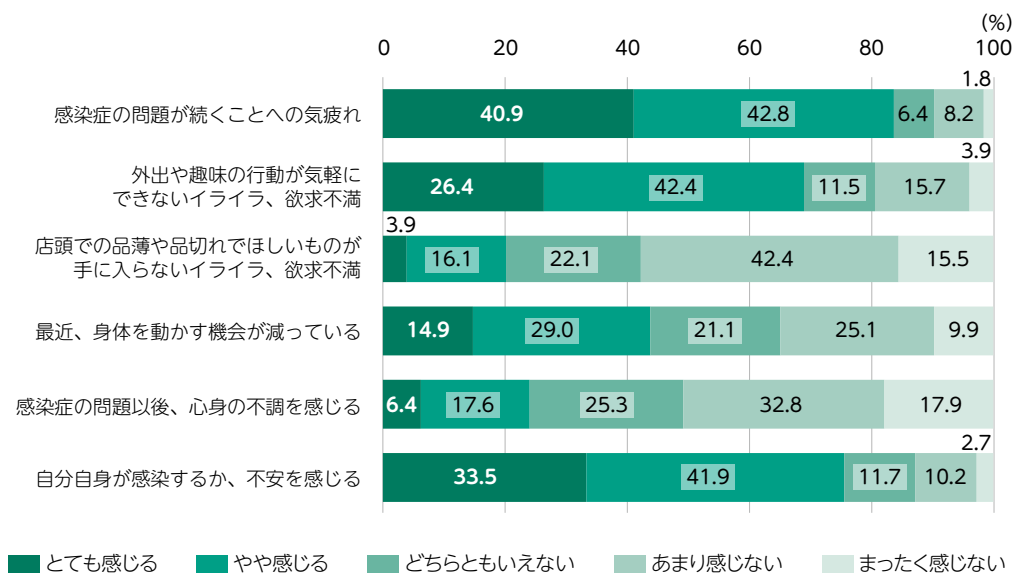
③ 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

● 市民への影響

コロナ禍での心身の状況について、「感染症の問題が続くことへの気疲れ」を感じている人が83.7%と最も多く、次に「自分自身が感染するか、不安を感じる」が75.4%、「外出や趣味の行動が気軽にできないイライラ、欲求不満」を感じている人が68.8%との結果となっています。

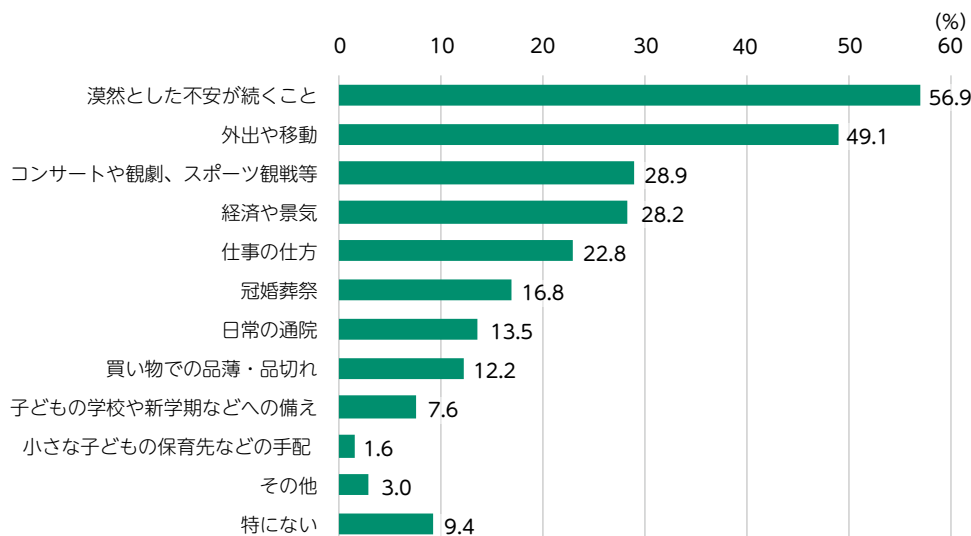
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活に影響が及んでいるものとして、「漠然とした不安が続くこと」が56.9%と最も多く、次に「外出や移動」が49.1%、「コンサートや観劇、スポーツ観戦等」が28.9%との結果となっています。

コロナ禍での心身の状況



※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

新型コロナで生活に影響が及んでいるもの

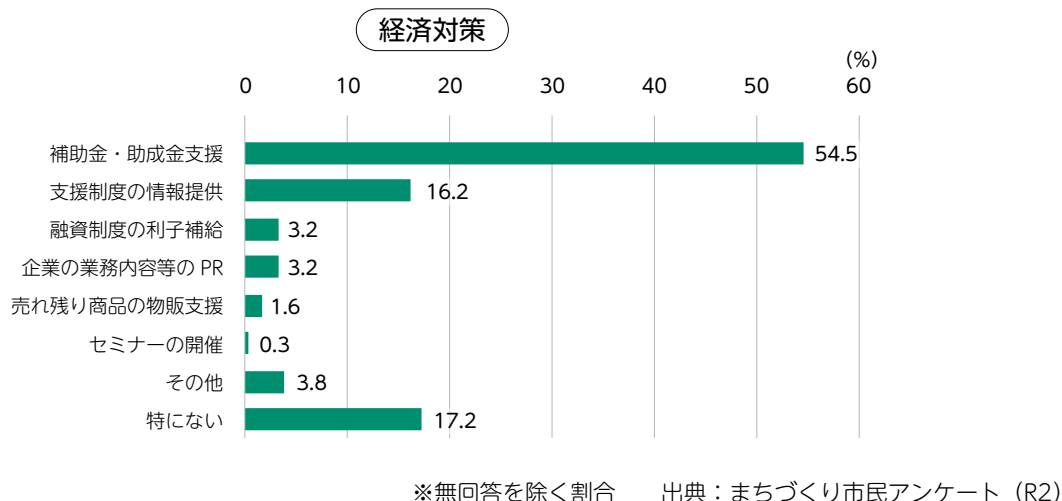
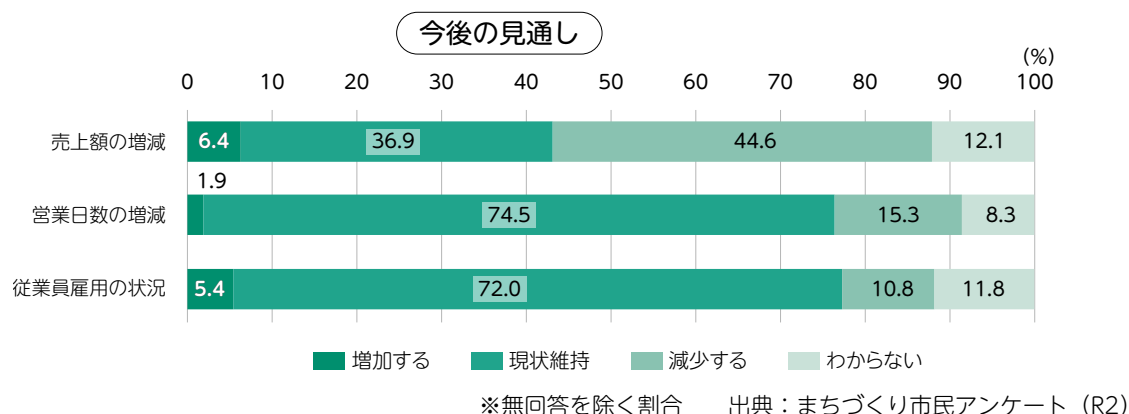
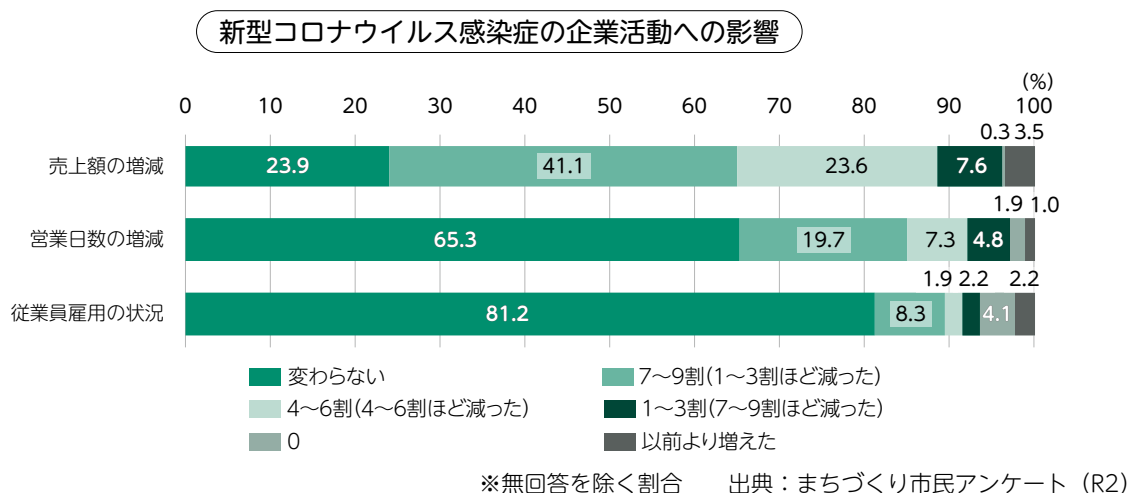


※無回答を除く割合 出典：まちづくり市民アンケート (R2)

●事業所への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による企業活動への影響について、7割以上の事業所で売上額が減少し、8割以上の事業所が従業員雇用を維持していると回答しています。今後の見通しとして、4割半ばの事業所が売上額の減少を見込んでいます。

行政機関に求める経済対策について、5割以上の事業所が「補助金・助成金支援」を挙げています。次いで「特にない」、「支援制度の情報提供」が続いています。



(5) 前期基本計画の評価

前期基本計画の各施策の成果指標については、施策全 49 項目のうち、前期基本計画策定時に設定した目標値を達成した項目が 27 項目 (55.1%)、未達成ではあるものの基準値と比較し改善した項目が 2 項目 (4.1%)、横ばいまたは基準値よりも悪化した項目が 19 項目 (38.8%) となっています。

個別の達成状況に差異はあるものの、全体としては 6 割程度の達成・改善率を得られたことから、総合的な評価としては一定程度順調に進捗しているといえます。

しかしながら、各成果指標と目標値については、結果の良否を問わず、PDCA マネジメントサイクル*の観点から必要な検証を加え、改善すべき点については、後期基本計画策定時に的確に反映させ、第五次総合振興計画の実効性を引き続き確保していくことが重要です。

前期基本計画の各施策の成果指標の達成率を政策別に比較すると、政策 1 「子どもの成長を支えるまち」(60.0%) および政策 6 (100%) で相対的に高くなっており、政策 5 (33.3%) で相対的に低くなっています。

政策 1 「子どもの成長を支えるまち」(60.0%) については、施策 1-5 「学校教育の充実」で目標値に達していない基本事業が多いことが個別課題としては挙げられるものの、前期基本計画において重点分野として設定した基本事業 20 事業のうち 7 事業を集中的に位置づけた政策分野であり、本市の行政資源が限られる中での事業の選択と集中の観点からも、効果的かつ合理的な成果を得ることができたものと評価できます。

政策 6 「健全で開かれたまち」(100%) については、適正かつ効率的な行財政運営の基盤となる分野であるため、現時点での達成率が高水準であることに安住することなく、持続可能なまちづくりの実現に向け、健全な財政運営の確保や自治体 DX*の推進等の業務改革をさらに徹底していく必要があります。

一方で、良好な結果が得られなかった政策 5 「活力あふれるまち」(33.3%) については、各基本事業の指標においても達成率が低くなっている (28.6%) ことから、各基本事業のねらいや目指す姿の再確認も含め抜本的に見直し、各施策の推進に向けまき直しを図っていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画策定以後の取組状況、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会環境の変化、各施策内の個別計画の方向性、市民意識の変化等を精査・分析した上で、各指標の再設計、重点分野として位置づける基本事業の再設定等の改善作業を行い、効果的な推進体系として基本計画を総体的に再構築する必要があります。

I 序論

II 後期基本計画

政策 1

政策 2

政策 3

政策 4

政策 5

政策 6

政策 7

第2期北本市
まち・心・しごと
創生総合戦略

資料編

	区分	達成	改善	横ばい・悪化	未確定
政策1 子どもの成長を支えるまち	施策	9項目	1項目	5項目	—
1-1 子育て支援の充実	基本事業	4項目	2項目	3項目	—
1-2 母子保健と子どもに関する医療の充実		5項目	1項目	2項目	—
1-3 支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み		6項目	—	—	—
1-4 学校・家庭・地域の連携による教育の推進		4項目	—	2項目	—
1-5 学校教育の充実		9項目	—	5項目	—
計		28項目	3項目	12項目	0項目
政策2 健康でいきいきと暮らせるまち	施策	5項目	—	4項目	—
2-1 地域福祉の推進	基本事業	5項目	2項目	3項目	—
2-2 保健・医療の充実		4項目	1項目	2項目	—
2-3 高齢者福祉の充実		4項目	—	2項目	—
2-4 障がい者福祉の充実		4項目	—	3項目	—
2-5 社会保障制度の適正な運営		3項目	1項目	2項目	1項目
2-6 生涯学習の推進		5項目	—	1項目	—
2-7 スポーツ活動の推進		4項目	—	1項目	—
計	29項目	4項目	14項目	1項目	
政策3 みんなが参加し育てるまち	施策	2項目	—	2項目	—
3-1 市民参画と協働の充実	基本事業	7項目	—	1項目	—
3-2 暮らしを支える地域活動の支援		2項目	—	3項目	—
3-3 平和と人権の尊重		2項目	1項目	4項目	—
計	11項目	1項目	8項目	0項目	
政策4 快適で安心・安全なまち	施策	7項目	1項目	6項目	—
4-1 豊かな住環境の整備	基本事業	7項目	2項目	2項目	—
4-2 バランスのある土地利用の推進		2項目	1項目	2項目	—
4-3 環境に優しいまちづくり		2項目	3項目	1項目	—
4-4 道路、上・下水道、河川の整備		7項目	2項目	1項目	—
4-5 防犯・交通・消費者対策の強化		5項目	1項目	3項目	—
4-6 消防・防災の充実		8項目	1項目	1項目	—
計	31項目	10項目	10項目	0項目	
政策5 活力あふれるまち	施策	1項目	—	2項目	—
5-1 農業・商業・工業の振興	基本事業	4項目	1項目	5項目	—
5-2 文化財の活用・保護		2項目	3項目	3項目	—
5-3 就労対策の充実		—	—	3項目	—
計	6項目	4項目	11項目	0項目	
政策6 健全で開かれたまち	施策	3項目	—	—	1項目
6-1 市民との情報共有	基本事業	5項目	1項目	1項目	—
6-2 適正な事務の執行		6項目	—	10項目	—
6-3 効果的かつ効率的な行財政運営の推進		9項目	1項目	3項目	1項目
計	20項目	2項目	14項目	1項目	

施策における指標の達成度別の指標は以下のとおりです。

【達成した指標】

施策	指 標
1-1	安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合
1-1	年少人口割合
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合（4か月児健診）
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合（1歳6か月児健診）
1-3	児童虐待に関する関係機関との連携の割合
1-3	児童発達支援センターを利用する保護者の満足度
1-3	障害児学童保育室を利用する保護者の満足度
1-4	学校・家庭・地域の連携がとれていると思う市民の割合
1-5	勉強が好きだと思う生徒*の割合
2-2	65歳健康寿命*（男）
2-2	65歳健康寿命*（女）
2-4	1週間に3日以上外出している障がい者の割合
2-4	収入を伴う仕事をしている障がい者の割合
2-6	生涯学習に取り組んでいる市民の割合
3-1	市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合
3-3	人権が尊重されているまちだと思う市民の割合
4-2	農住工商バランスの取れた、安全・快適・活力を備えた土地利用がされていると思う市民の割合
4-3	市民一人1日あたりのごみ排出量
4-3	事業所公害・生活公害による事件数
4-4	道路に関する市民満足度
4-4	水道水の供給事故件数
4-4	床下および床上浸水家屋数
4-5	人口千人あたりの交通事故件数
5-2	文化財を見学または学習した市民の割合
6-1	市民と行政の間で市政情報が共有されていると思う市民の割合
6-2	適正に事務が執行されていると思う職員の割合
6-3	効果的かつ効率的な行財政運営が推進されていると思う市民の割合

【改善した指標】

施策	指 標
1-2	乳幼児健康診査で精密検査等が必要とされた子どもが必要な医療を受けた割合（3歳児健診）
4-5	人口千人あたりの犯罪件数

【横ばい・悪化した指標】

施策	指 標
1-1	合計特殊出生率*
1-5	勉強が好きだと思う児童*の割合
1-5	不登校児童生徒数
1-5	運動・スポーツをすることが好きな児童*の割合

I
序
論II
後
期
基
本
計
画政
策
1政
策
2政
策
3政
策
4政
策
5政
策
6政
策
7第2期北本市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略資
料
編

施策	指 標
1-5	運動・スポーツをすることが好きな生徒*の割合
2-1	地域での支え合い、助け合い（共助）ができていると思う市民の割合
2-3	65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定率
2-4	十分にサービスを利用できていると思う障がい者の割合
2-7	週2回以上のスポーツ実施率
3-2	地域活動に参加している市民の割合
3-3	あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合
4-1	安全で安らげるまちなみとなっていると思う市民の割合
4-1	日常の移動の交通手段がなくて困っている市民の割合
4-3	地球環境に優しい取り組みの平均実践項目数
4-4	汚水処理人口率
4-6	災害による負傷者および死亡者数
4-6	火災による負傷者および死亡者数
5-1	市内総生産*
5-3	就労対策の利用者数

(6) 人口ビジョンの検証

平成 28 年 3 月に策定した「北本市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で試算した将来推計人口と実績とを比較すると、令和元年度末（令和 2 年 3 月末）の人口は 66,230 人で、【B】試算 1（将来展望）と同程度の数値を達成しています。

また、人口ビジョン策定時の試算条件にて、最新値を使用して改めてシミュレーションを行ったところ、新シミュレーションにおいても、人口ビジョン策定時の将来展望と同程度の試算となっています。年齢 3 区分別にみると、将来展望に比べて高齢化が進み、今後も少子高齢化が加速すると見込まれています。

■人口ビジョン策定時の試算条件

【A】 現状維持	出生率	平成 24 年から平成 26 年までの出生率の平均 1.06
	生残率	国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が推計した平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	平成 21 年度末と平成 26 年度末の比較より算出した移動率
【B】 試算 1 (将来展望)	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)から - 0.4 ポイントを維持(令和 12 年に 1.30、令和 17 年に 1.54 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を【現状維持】の 5 割に改善
【C】 試算 2	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)に追いつくように上昇させる(令和 7 年に 1.46、令和 17 年に 1.87 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を ± 0 に改善



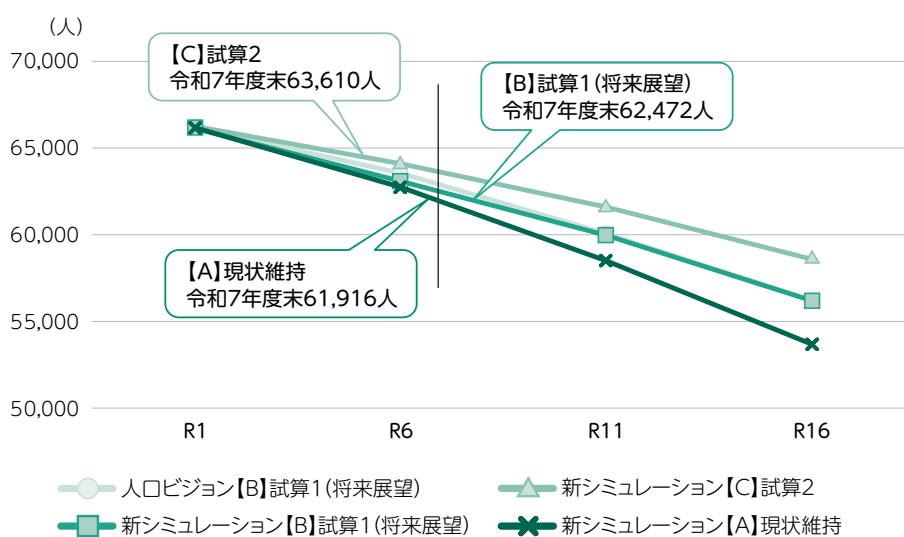
■新シミュレーションの試算条件

【A】 現状維持	出生率	平成 26 年から令和元年までの出生率の平均 1.09
	生残率	社人研が推計した平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	平成 26 年度末と令和元年度末の比較より算出した移動率
【B】 試算 1 (将来展望)	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)から - 0.24 ポイントを維持(令和 12 年に 1.34、令和 17 年に 1.695 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を【現状維持】の 5 割に改善
【C】 試算 2	出生率	国の長期ビジョン(令和 22 年に 2.07)に追いつくように上昇させる(令和 7 年に 1.46、令和 17 年に 1.87 に向上)
	生残率	社人研が推計した平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間の生残率の仮定値
	移動率	令和 2 年以降、15 ~ 49 歳の移動率（移動による減少率）を ± 0 に改善

総人口の推計の比較（各年度末時点）

		H26	R1	R6	R11	R16
人口ビジョン	【A】現状維持	68,440	65,709	62,072	57,665	52,698
	【B】試算1（将来展望）	68,440	66,289	63,561	60,139	56,256
	【C】試算2	68,440	66,597	64,651	62,216	59,424
新シミュレーション	【A】現状維持	68,440	66,230	62,767	58,514	53,680
	【B】試算1（将来展望）	68,440	66,230	63,107	59,929	56,234
	【C】試算2	68,440	66,230	64,108	61,617	58,690

は実績を示す



将来展望における年齢3区分別人口割合の推計の比較

		H26	R1	R6	R11	R16
人口ビジョン	0～14歳	11.6%	10.4%	9.8%	10.0%	10.6%
	15～64歳	61.4%	58.6%	57.4%	56.1%	54.2%
	65歳以上	27.0%	31.0%	32.8%	33.9%	35.2%
新シミュレーション	0～14歳	11.6%	10.3%	9.5%	9.5%	10.0%
	15～64歳	61.4%	58.1%	56.4%	54.9%	52.5%
	65歳以上	27.0%	31.6%	34.1%	35.7%	37.5%

は実績を示す